

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)6月1日

提出者 町田市長 稲垣 康治

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例

町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例（平成27年12月町田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
略	略		略	略	
<u>13</u> 市長	<u>認可保育所その他の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する児童の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって市規則で定めるもの</u>				
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略	略	略	略	略	略
<u>11</u> 市長	<u>認可保育所その他の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する児童の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務であって市規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報であって市規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって市規則で定めるもの</u> <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの</u>			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。